

新 旧 対 照 表

第 3 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">法第57条の4 《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(一)に満たない数の株式又は新株予約権の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い) 57の4-2</p> <p>(注)、令第167条の7 <u>第8項</u>の規定により法第57条の4第3項第1号又は第4号に規定する取得をする法人の株式に含まれることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">法第58条 《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係</p> <p>(交換の対象となる耕作権の範囲) 58-2の2 法第58条第1項第1号に規定する「農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項《定義》に規定する農地<u>(同法第43条第1項《農作物栽培高度化施設に関する特例》の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。)</u>の上に存する耕作<u>(同法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)</u>に関する権利」とは、<u>同号に規定する耕作を目的とする地上権、永小作権又は賃借権で、.</u></p> <p>(注)</p> <p style="text-align: center;">法第64条 《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</p> <p>(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額) 64-2の2、第19条第24項《土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例》、</p>	<p style="text-align: center;">法第57条の4 《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(一)に満たない数の株式又は新株予約権の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い) 57の4-2</p> <p>(注)、令第167条の7 <u>第6項</u>の規定により法第57条の4第3項第1号又は第4号に規定する取得をする法人の株式に含まれることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">法第58条 《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係</p> <p>(交換の対象となる耕作権の範囲) 58-2の2 法第58条第1項第1号に規定する「農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項《定義》に規定する農地の上に存する耕作に関する権利」とは、耕作を目的とする地上権、永小作権又は賃借権で、.</p> <p>(注)</p> <p style="text-align: center;">法第64条 《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</p> <p>(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額) 64-2の2、第19条第24項《土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例》、</p>

改正後	改正前
<p>第20条第5項《長期譲渡所得の課税の特例》、第21条第7項《短期譲渡所得の課税の特例》、第25条の8第16項《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》、第25条の9第13項《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》、<u>第25条の11の2第20項《上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除》</u>、<u>第25条の12の2第24項《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等》</u>、<u>第26条の23第6項《先物取引に係る雑所得等の金額の計算等》及び第26条の26第11項《先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除》</u>の規定により読み替えられた令第180条第2項の規定により、・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・・・</p>	<p>第20条第4項《長期譲渡所得の課税の特例》、第21条第8項《短期譲渡所得の課税の特例》、第25条の8第16項《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》、第25条の9第13項《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》<u>及び第26条の23第6項《先物取引に係る雑所得等の金額の計算等》</u>の規定により読み替えられた令第180条第2項の規定により、・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・・・</p>
<p>(譲渡所得に関する買換え等の規定との関係)</p> <p>64-3の2 ・・・・・・・・、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》、<u>第37条の8《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>若しくは<u>第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》</u>の規定（64-3の3までにおいて「買換え等の規定」という。）と法第64条の規定の適用を受ける場合には、・・・・・・・・。</p>	<p>(譲渡所得に関する買換え等の規定との関係)</p> <p>64-3の2 ・・・・・・・・、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》、<u>第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>、<u>第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>若しくは<u>第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》</u>の規定（64-3の3までにおいて「買換え等の規定」という。）と法第64条の規定の適用を受ける場合には、・・・・・・・・。</p>
<p><u>附 則</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(経過的处理い…改正通達の適用時期)</p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の58-2の2の取扱いは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）の施行の日から適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>